

現場説明書（技術的事項）

工事名 福山市西部市民センター便所改修給排水衛生設備工事

1. 現場の状況

本施設は、工事期間中も通常通り業務を行っております。

2. 留意事項

- ① 工事期間中は、第三者等の安全確保に細心の注意を払い、必要な対策を講じてください。
- ② 工事に伴う施設使用は、最小限にとどめてください。また、工事で既存建物等に損傷を与えないように必要な対策を講じてください。なお、損傷を与えた場合は受注者負担により速やかに復旧してください。
- ③ 作業工程は、監督員及び施設管理者と日程調整を密に行い、利用者へ影響のないよう努めてください。
- ④ 工事車両等の乗り入れ及び駐車位置は、監督員及び施設管理者と協議してください。
- ⑤ 実施工程表は、契約後14日以内に提出してください。作業工程については、監督員及び施設管理者と十分に協議調整の上作成してください。また、施工計画書等の承諾は、速やかに受けてください。
- ⑥ 本工事受注者は、地元企業・地場製品の活用に努めてください。
- ⑦ 騒音・振動作業等は、閉庁日に行ってください。
- ⑧ 敷地内は完全禁煙です。
- ⑨ 近隣での路上駐車等は絶対にしないでください。
- ⑩ 本工事は、建設リサイクル法対象工事には該当しませんが、特定建設資材の再資源化に努めるとともに、産業廃棄物は適切に処理してください。
- ⑪ 施設の利用状況により、全ての工事箇所を使用中止にすることができないため、複数回に分けて施工してください。なお、工程については、施設管理者及び別途工事業者と日程調整を密に行い、利用者への影響が最小限となるよう努めてください。

3. 別途工事

- ・電気設備工事

4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更等

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり実施に努めること。

(1) 「3つの密を避けるための手引き」の活用

各現場に配布し工事等の関係者に周知を図るとともに、作業所等で掲示を行う。

・https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin

(2) 「建設現場の「三つの密」の回避等に向けた取組事例」の活用

各現場に配布し始業前の朝礼やKY活動等において工事等の関係者に周知を図る。

・http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/file/kakudaibousi_5.pdf

※各現場での対策事例については、TwitterやFacebook等のSNS活用により普及・展開に努めてください。

例) 「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを周知する等

2 上述の1を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施することにより追加費用が発生する場合は、実施計画書（様式1）により監督員と事前に協議を行い、必要と認められる対策については変更施工計画書（変更業務計画書）を提出する。

なお、必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

3 最終精算変更時点においては、実際に履行したことがわかる全ての証明書類（領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等）及び実績報告書（様式2）を監督員に提出する。

4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。

5 疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

【設計変更の対象とする対策に係る費用の例】

< 共通仮設費 >

○労働者宿舎での密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費

○現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とする。

< 現場管理費（業務においては直接経費） >

○現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

○現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

○テレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

このほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

参考数量書

§ 工事名称 福山市西部市民センター便所改修給排水衛生設備工事

§ 工事場所 福山市松永町三丁目1番29号

特記事項

- 1 この数量書は、福山市建設工事請負契約約款1条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。
- 2 数量の算出は次の基準によっています。

※ 「建築数量積算基準・同解説」 (建築工事建築数量積算研究会制定)

※ 「建築設備数量積算基準・同解説」 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

設 計 書

工事名称 福山市西部市民センター便所改修
給排水衛生設備工事
工事場所 福山市松永町三丁目1番29号

- 【工事概要】
・給排水衛生設備工事 ~一式
- 【別途工事】
・電気設備工事 ~一式

